平成２４年（フ）第６４８号
静岡市清水区由比今宿126番地の12
債務者　望月ヒサ子
1　決定年月日時　平成24年12月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月21日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月19日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間中更正

平成２４年（フ）第１８５号
山形市江俣４丁目19番34号
破産者　貝和　良平
1　主文　当裁判所が平成24年11月29日午後２時になした破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間決定中、破産者の住所につき「山形市桧町４丁目８番13号」とあるのを「山形市江俣４丁目19番34号、住民票上の住所山形市桧町４丁目８番13号」と更正する。
2　決定年月日　平成24年12月20日
山形地方裁判所民事部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２４年（フ）第８８号
山口市宮野下759番地、前住所山口市芝崎町９番16号
破産者　池田小百合
1　決定年月日　平成24年12月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所民事部破産係

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２４年（フ）第１６号
福島県南相馬市原町区高見町１丁目253番地の３　高見コーポ203号
破産者　菅野　隆幸
1　破産債権の届出期間　平成25年１月21日まで
2　一般調査期日　平成25年１月28日午後１時30分
平成24年12月26日　福島地方裁判所相馬支部

平成２４年（フ）第２６５３号
北海道千歳市本町４丁目４番地の30
破産者　千田　純一
1　破産債権の届出期間　平成25年１月25日まで
2　一般調査期日　平成25年２月20日午後２時
平成24年12月25日
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１７２号
愛知県蒲郡市水竹町東清水川23番地７
破産者　小田　　勲
1　破産債権の届出期間　平成25年１月28日まで
2　一般調査期日　平成25年３月27日午前10時40分
平成24年12月26日
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２４年（フ）第３９８号
札幌市中央区南５条西13丁目１番27―1502号
破産者　千徳　真美
1　破産債権の届出期間　平成25年１月29日まで
2　一般調査期日　平成25年３月19日午後１時30分
平成24年12月25日
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１２３８号
名古屋市南区南野３丁目149番地、従前の住所名古屋市南区南野３丁目242番地
破産者　各務　栄一
1　破産債権の届出期間　平成25年１月29日まで
2　一般調査期日　平成25年２月26日午後３時
平成24年12月25日
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１５１４号
名古屋市緑区青山４丁目409番地
破産者　村瀬　好子（旧姓各務）
1　破産債権の届出期間　平成25年１月29日まで
2　一般調査期日　平成25年２月26日午後３時
平成24年12月25日
名古屋地方裁判所民事第２部

債権者集会招集

平成１４年（フ）第８１号
最後の住所鹿児島県出水郡長島町蔵之元173番地
破産者　被相続人亡長嵜功相続財産
1　期日　平成25年２月５日午前10時
2　会議の目的　破産管財人の任務終了による計算報告
平成24年12月20日
鹿児島地方裁判所川内支部

平成２３年（フ）第６２３８号
大阪府泉大津市臨海町１丁目４番１号、商業登記簿上の本店所在地大阪府堺市堺区南三国ヶ丘町２丁２番１号
破産者　エスシーディ株式会社
1　期日　平成25年３月４日午後１時30分
2　会議の目的　破産管財人の任務終了による計算の報告
平成24年12月25日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６５３１号
堺市堺区北庄町１丁１―24、開始決定時の住所堺市堺区南三国ヶ丘町２丁２番１号
破産者　室垣　良照
1　期日　平成25年３月４日午後１時30分
2　会議の目的　破産管財人の任務終了による計算の報告
平成24年12月25日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１２７２号
大阪府枚方市東香里３丁目44番22号
破産者　田中　敏貴
1　期日　平成25年１月29日午前11時30分
2　会議の目的　破産手続廃止に関する意見の聴取、破産管財人の任務終了による計算の報告
平成24年12月26日
大阪地方裁判所第６民事部

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２４年（フ）第４７号
山口市鋳銭司842番地１
破産者　掛波　正明
異議申述期間　平成25年１月29日まで
平成24年12月26日
山口地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１２７号
松江市矢田町37番地３　コーポ菅井203号
破産者　武永　浩司
異議申述期間　平成25年２月26日まで
平成24年12月26日　　松江地方裁判所民事部

免責審尋期日

平成２４年（フ）第１１２６８号
東京都台東区根岸１丁目１―30―803
破産者　權　　寧勳
審尋期日　平成25年２月18日午前10時
平成24年12月21日
東京地方裁判所民事第20部

特別清算終結

平成２３年（ヒ）第９号
静岡市駿河区豊田２丁目５番７号
清算株式会社　株式会社東海産商
1　決定年月日　平成24年12月20日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
静岡地方裁判所民事第２部

更生計画変更計画認可

平成１８年（ミ）第８号
北九州市小倉北区大手町10番10号
更生会社　株式会社石原商事
1　決定年月日　平成24年12月25日
2　主文　本件更生計画変更計画を認可する。
3　理由の要旨　平成24年11月20日管財人から提出された更生計画変更計画案は、可決され、かつ法定の要件を具備している。
4　更生計画変更計画の要旨
平成20年２月29日に認可された更生計画第３章第２節第２項２⑵の次に、
⑶　繰上弁済
ア　平成25年１月末日現在の「不動産　収益物件」にかかわる更生担保権の残額について、当該更生担保権者は、平成25年１月末日弁済期以降の各分割弁済額に、割引率年3.0％の複利計算によって算出した各弁済率をそれぞれ乗じた金額の合計額をもって、平成25年１月末日に別表25（更生担保権一括弁済一覧表）記載のとおり、繰上一括弁済を受けるものとする。